

背景

平成14年1月の中央環境審議会答申「今後の土壌環境保全対策の在り方について」を踏まえ取りまとめられた土壌汚染対策法案が第154回国会において成立し、同年5月に公布された。

また、同答申では、今後の課題として、今回の制度の実施に向けてはその円滑な施行が図られるよう、今後、更に、技術的事項として、対象とする土壌汚染に係る基準のうち、汚染土壌の直接摂取に係る基準の具体的な数値（要措置レベルを基に検討）、国の定める調査の方法（分析方法を含む）、リスク低減措置に係る国の技術的基準（当該土地の周辺の地域での地下水の飲用利用の有無等の考慮の考え方等を含む。）、土地の改変等に伴う新たな環境リスクの発生の防止に係る国の技術的基準、その他について、中央環境審議会において関係する専門家の参加を得て審議する必要があるとされた。

そのため、土壌汚染対策法の公布を受け、同法の施行のために必要な土壌汚染状況調査の方法、指定区域の指定に係る基準、汚染の除去等の措置に係る技術的基準等の技術的事項等について、平成14年6月に中央環境審議会に諮問された。

答申は、これを受け、中央環境審議会土壌農薬部会に土壌汚染技術基準等専門委員会を設置して調査審議を行い、その結果を取りまとめたものである。